

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案」、
「財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則案」
及び「財務省及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則案」
についての意見・情報の募集について

令和 8 年 7 月 31 日
農林水産省農産局
国 税 庁

この度、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案」、「財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則案」及び「財務省及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

本意見公募は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 55 号)の施行に伴い、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等について所要の改正を行うとともに、財務省農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則及び財務省及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を制定するため、これらについて、広く国民等から意見・情報を募集し、提出いただいた意見・情報を考慮しつつ、本案を決定することを目的として行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)
- (2) 農林水産省農産局農産政策部企画課において配布

3 意見・情報の提出方法

- (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100－8950 東京都千代田区霞が関１－２－１
農林水産省農産局農産政策部企画課

４ 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

５ 意見・情報受付期間

令和８年７月３１日～令和８年８月２９日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

６ 公示資料

概要（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案等）

別紙（新たな届出制・定期報告の対象について）